

更新料訴訟 の行方

プロフィール



田中伸法律事務所
(京都府京都市)
田中 伸弁護士(59)

京都弁護士会所属。弁護士歴33年。東京大学法学部卒業。専門分野は不動産、倒産、民事介入暴力。貸主更新料弁護団を結成。代表を務める。

47 消費者団体訴訟

「京都消費者ネットワーク」は使用差止請求を認めさせました。更新料訴訟と呼ばれる「本件判決」といいます。京都府京都市の「京都府消費者センター」が、更新料訴訟を提起した。更新料訴訟と呼ばれる「本件判決」といいます。更新料訴訟と呼ばれる「本件判決」といいます。更新料訴訟と呼ばれる「本件判決」といいます。

更新料条項に関して の消費者団体訴訟

平成24年1月17日、京都府京都市の「京都府消費者センター」が、更新料条項使用差止請求事件(以下「本件差止訴訟」といいます)について、原告である特定非営利活動法人京都消費者ネットワーク(以下「京消ネット」)が、更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。

京都地裁、更新料条項の使用差止請求を棄却

更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。

更新料訴訟の類型		
	個別訴訟	消費者団体訴訟
原告	借主	適格消費者団体
被告	貸主	貸主
請求内容	貸主が受領した更新料の返還請求。	更新料条項の契約での使用差止請求。
判決内容	平成23年7月15日最高裁判決以降は、同判決も含めて更新料有効・返還請求を棄却する判決となっている。	本件判決は、原告(京都消費者ネットワーク)の差止請求を全面棄却した。
判決例	すでに各地裁・高裁で多数判決が出されている。最高裁でも平成23年7月15日、3件の更新料有効判決が出されている。	※NEW 本件訴訟が初めての判決。 (平成24年1月17日京都地裁判決)

更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。更新料条項の使用差止請求を提起した。

事情があるとは認められず、その主張を退けています。更新料条項使用差止請求は、約法10条により無効であることと認められ、棄却しました。

更新料条項差止訴訟 日本初の判決

本件判決は、更新料条項に関する差止訴訟で、日本でも初めて出された地裁判決です。本件判決は、更新料条項の有効性については、最高裁判決に従って、特段の事情が存在する場合以外、消費者契約法10条に違反せず有効とされています。また、更新料条項に一部無効な場合があるとしても、消費者契約法10条に違反せず有効とされています。

本件判決は、更新料条項に関する差止訴訟で、日本でも初めて出された地裁判決です。本件判決は、更新料条項の有効性については、最高裁判決に従って、特段の事情が存在する場合以外、消費者契約法10条に違反せず有効とされています。また、更新料条項に一部無効な場合があるとしても、消費者契約法10条に違反せず有効とされています。